

報告会社 御中

一般社団法人
近畿ブロック昇降機等検査協議会



令和2年12月分 受付状況ご通知（月報）

拝啓、貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は定期検査報告につきまして格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、12月度の受付台数は13,486台で前年同月比104.0%です。

つきましては、下記の項目についてご連絡致しますのでよろしくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 窓口での報告書受付業務停止について

新型コロナウイルス感染防止にむけた窓口対応時間の短縮及び窓口での報告書受付業務を停止させて頂いておりますが、当面の間継続させていただきますので宜しくお願いします。また報告書の訂正や相談に訪問された時に報告書を提出される場合がありますが、別途送付するようお願いいたします。

2. 検査報告書(第一面)及び概要書(第一面)の様式変更について

令和2年12月23日付官報にて検査報告書(第一面)及び概要書(第一面)の様式変更が通知されました。(施行は令和3年1月1日)

・報告書(第一面): 報告者氏名欄及び検査者氏名欄の「印」を抹消。左下係員印を係員氏名へ。
・概要書(第一面): 第三十六号の五様式(.....、第十一条の四関係を三関係へ。)

この事から、協議会の対応を以下の通りとしますのでよろしくお願い致します。

- (1) 報告書(第一面)の報告者、検査者欄の押印は不要で、氏名はワープロやゴム印でも構いませんが、訂正の場合の訂正印は必要です。また、6月基準以降の報告書より新様式で発送しますが、当面の間旧様式の使用は可能です。
- (2) 概要書は既に協議会から発行しているものはそのままご利用してください。なお要是正で新しく作成する場合は、新様式で作成願います。
- (3) 届出書(廃止・休止・復活届、異動届、改善完了届、除外申請書、基準月変更・統一要望書)についても押印は不要です。また遅延理由書も大津市以外は押印不要ですが、高槻市は保守会社と所有者・管理者の連名は必要ですので注意願います。(大津市は従来通り)

※新様式での受付は報告が令和3年1月以降とします。(報告書右上の日付)

※新様式は協議会ホームページ「帳票ダウンロード」からダウンロードして使用できます。

※当面の間旧様式(押印あり、なし共)でも受付します。

3. 定期検査報告書(第二面)【1.昇降機に係る確認済証交付年月等】について

新規報告物件を提出の際には、定期検査報告書(第二面)1項に記載があっても、協議会で確認のため「検査済証」等の写しの添付をお願いしています。何らかの理由で写しが入手できない場合は、データの入手先を付箋等に記載するようお願いいたします。

4. 報告申込書等について

定期検査報告書の送付の場合、報告申込書・報告申込機種リスト等を同封することとしていますが、同封されていない場合や、同封されていても報告手数料をお支払いいただく会社名が記載されていない場合があります。検査報告書郵送の際は必ず会社名を記載して同封していただくよう徹底願います。

以上